

2014 第 1 回シニアリーグ(0-60)運 営 要 綱

第 1 条 この運営要綱は平成 26 年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のリーグ運営（0-60）について定めたものである。

第 2 条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（山崎幸一）
2. チーム運営委員（水戸：鴻坂厚夫、古河：小林、日立：今橋富士夫、つくば：平山立夫）

第 3 条 業務分担

リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の作成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第 4 条 会 議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、役員会に審議を要請することができる。この場合、役員会の決定事項に従わなければならない。

第 5 条 リーグの構成

1. リーグは（公財）茨城県サッカー協会に加盟登録したシニア登録チームにより構成する。
2. リーグの構成及び参加資格は、次のとおりとする。なお、第 1 種に登録している選手で、下記参加資格を満たす場合は、リーグに出場出来るものとする。

リーグ及び参加資格

リーグ編成	参加資格
0-60 リーグ	1955 年（昭和 30 年）4 月以前生まれで、2014 年 4 月 1 日で満 59 歳になっている者で、平成 26 年度（財）日本サッカー協会への登録が完了しているものに限る。

※ねりんピック参加資格と同じ資格とする。

第 6 条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、途中からの参加は原則として認めない。

第 7 条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則 5 月から 6 月末迄に全日程を終了させる。（暫定）

第 8 条 リーグ戦方式

リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

- ・ 総当たり 2 回戦を行う。
- ・ 試合時間：リーグは 40 分（20 分ハーフ）とする。
- ・ ハーフタイムのインターバルは 5 分とする。（前半終了から後半開始まで）
- ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2012 第 3 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第9条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- ・ 勝利チーム：3点
- ・ 引き分け：1点
- ・ 敗戦チーム：0点

なお、チームが棄権した場合は、0－3で敗戦処理するものとする。

第10条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会 シニア委員会 で準備する。

第11条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第12条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始30分前に2014年第5回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙及び選手証をリーグ運営本部員に提出する。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

第13条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の1試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で処分を決定する。
2. 累積警告が2回となった選手は、次の1試合に出場できない。

第14条 順位の決定

リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チーム対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチーム
- 3) 全試合の総得点
- 4) 前項によりなお同一であり、かつ順位の決定をする場合（第1位のチームまたは第2位のチーム）は、リーグ運営委員会が決定戦を実施する。決定戦は、1回行い、時間内に決定しないときは10分の延長を1回行う。なお、決しないときはPK戦で決定する。また、それ以外の順位を決定する必要がある場合は、シニア委員会で抽選により決定する。

第15条 義務

リーグ戦の結果により、次の義務を負う。（協議）

リーグ戦の優勝チームは全国シニア（0-60）サッカー大会の選抜チームの主体の責務を負う。また、第2位のチームは関東シニアサッカー選手権大会の主体チームの責務を負うものとする。

第16条 表彰（協議）

1. リーグ戦の成績に基づき（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。
 - ・ 1位チーム 賞状
 - ・ 2位チーム 賞状

2. 優秀選手

今年度は、表彰等なし。

3. 得点王

今年度は、表彰等なし。

第17条 罰則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。

1) 試合の棄権

2) チーム審判員の不履行及び遅刻

第18条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。

- ・ 試合結果及び警告を受けた選手名、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者を別途定める「試合記録用紙」に記録する。
- ・ ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

第19条 補則

1. 審判員の養成

チーム内には最低3名以上の有資格審判員を有すること。

2. GKの不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）

GKが反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手にGKがいない場合、登録の選手に限りGKとしてプレーすることが出来る。この場合、それまでのGKのユニフォームを使用することが出来る。

3. トラブル及び運営面での疑問点

リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。

4. 試合の棄権について

棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

(付 則)

1. この要綱は、平成26年 5月11日より施行する。